

○渡島廃棄物処理広域連合市町負担金の徴収に関する規則

(平成12年10月24日規則第8号)

改正 (平成17年3月15日規則第1号)

改正 (平成18年2月1日規則第3号)

(趣旨)

第1条 この規則は、渡島廃棄物処理広域連合規約（平成12年9月27日 北海道市町村第1008号指令。以下「規約」という。）第17条第1項の規定に基づく関係市町の負担金（以下「負担金」という。）の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(負担金)

第2条 負担金は、規約別表に掲げる事務事業に要する額とする。

(負担金の徴収)

第3条 負担金は、渡島廃棄物処理広域連合長（以下「広域連合長」という。）が発行する納入通知書により納入しなければならない。

(負担金の納期限等)

第4条 規約別表に定める管理費及び施設管理費及び運営費に係わる負担金の納期限は、次のとおりとする。ただし、広域連合長が必要と認めたときは、納期限を変更できるものとする。

第1期 4月15日

第2期 6月15日

第3期 8月15日

第4期 10月15日

第5期 12月15日

第6期 2月15日

2 規約別表に定める施設建設費に係る負担金の納期限は、広域連合長が作成する執行計画に基づき、当該納入者と協議の上定めるものとする。

3 負担金の額が、年度途中において変更を生じた場合は、その変更を生じた以降の徴収に加算し、若しくは減算し、又は当該年度末において調整を行うものとする。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は広域連合長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年3月15日規則第1号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成 18 年 2 月 1 日規則第 3 号）
この規則は、公布の日から施行する。